変更届書

年月日は許可証にある有効期間の 業 務 \mathcal{O} 種 别 薬 局 開始日を記入してください。 第 A 許可番号、認定番号又は 登録番号及び年月日 ●年●●月●●日 称 仙台市役所薬局 薬局、主たる機能を有 -8671**₹ 980** する事務所、製造所、 店舗、営業所又は事業所 | 所 在 地 | 仙台市 青葉 区 国分町三丁目 7-1 仙台市役所本庁舎 6 階 TEL 022 (214) 8085 事 項 変 更前 更 後 変 更 通常の営業日及び営業時間 別紙のとおり 別紙のとおり 内 容 更 月 ●年●●月●●日 変 年 日 考 備

上記により、変更の届出をします。

●●年●●月●●日

郵送提出の場合→発送年月日 窓口提出の場合→提出年月日

たる事務所の所在地

住所「法人にあつては、主」仙台市青葉区国分町三丁目 7-1

氏名 (法人にあっては、名) 株式会社仙台市役所 株及び代表者の氏名) 代表取締役 仙台太郎

(あて先) 仙台市保健所長

022 (214) 8085 TEL

連絡(担当)者名

連絡先 TEL **022-214-8085**

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきり

届出内容について分かる方のお名前と連絡先をお願いします。 内容について問い合わせる場合があります。

変更前

許	許可番号 A●●● 薬局の名称		名称	仙台市役所薬局 記			記入年	記入年月日 ●●年●●月●●日						
1						□ 要指導・第1類医薬品の販売はしない								
要指導・第1類医薬品を販売しない開店時間						V	☑ 開店時間中は常に要指導・第1類医薬品を販売する							
有であれば要指導・第1類医薬品陳列区画の閉鎖設備が必要です→							□ 要指導・第1類医薬品を販売しない開店時間が有る							
第1類医薬品以外の一般用医薬品(指定第2							□ 第1類医薬品以外の一般用医薬品の販売はしない							
			2 類医薬品・第 店時間	育3類医薬	品) を	☑ 開店時間中は常に第1類医薬品以外の一般用医薬品を販売する								
7	有であ	れば	医薬品陳列場所の閉	閉鎖設備が必	要です→	□ 第1類医薬品以外の一般用医薬品を販売しない開店時間が有る								
						☑ 特定販売はしない								
特定	販売	きのみ	*を行う営業時	間			□ 特定販売は開店時間中に行う							
	有	「であえ	れば監視を行うため	の設備が必	要です→		□ 開店時間外に特定販売のみを行う営業時間が有る							
	営業									週当たりの時間数				
	実店舗による販売	1)	薬局の営業日と	開店時間	月~金土			8:30~12:30 13:30~18:30 8:30~12:30		4	9 時間	分		
		2	第1類医薬品以 用医薬品(指定 薬品・第2類医 3類医薬品)を 営業日と開店時	第2類医 薬品・第 販売する	同上					49	時間	分		
通常の営業日及び営業時間		3	要指導医薬品・ 薬品を販売する 開店時間		同上					49	9 時間	分		
	特定販売	4	特定販売を行う 営業時間	営業日と							時間	分		
		5	開店時間外に特 <u>み</u> を行う営業日 間								時間	分		
		6	上記⑤のうち第 品を販売する営 業時間								時間	分		
		*	施設の営業日とな 大型ショッピング・ の施設内に薬局を記 のみ記入	センター等							時間	分		

体制省令に基づく措置等について			
営業時間又は営業時間外で相談を受ける時間内における相談があった場合 の情報提供及び指導を行うための体制の有無	旬	•	無
調剤の業務に係る医療の安全を確保するための指針の策定の有無	旬	•	無
調剤された薬剤に関する情報提供及び指導その他の調剤の業務に係る適正 な管理を確保するための指針の策定の有無	旬	•	無
調剤された薬剤以外の情報提供及び指導その他の医薬品の販売又は授与の 業務に係る適正な管理を確保するための指針の策定の有無	旬	•	無
従事者に対する研修の実施体制の有無(特定販売を行う薬局にあっては、 特定販売に関する研修を含む。)	旬	•	無
医薬品の使用に係る安全な管理のための責任者の設置の有無	旬	•	無
従事者から薬局開設者への事故報告の体制の整備の有無	旬	•	無
医薬品の使用に係る安全な管理並びに調剤された薬剤及び医薬品の情報提供のための業務に関する手順書の作成の有無	旬		無
医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤等の情報提供及び指導のための情報の収集その他医療の安全及び適正な管理等の確保を目的とした改善のための方策の有無	匍	•	無

変更後

許	許可番号 A●●● 薬局の名称		名称	仙台市役所薬局 記入			記入年	◆●年●●月●●日							
要指導・第1類医薬品を販売しない開店時間						□ 要指導・第1類医薬品の販売はしない									
						☑ 開店時間中は常に要指導・第1類医薬品を販売する									
有であれば要指導・第1類医薬品陳列区画の閉鎖設備が必要です→						□ 要指導・第1類医薬品を販売しない開店時間が有る									
第1類医薬品以外の一般用医薬品(指定第2							□ 第1類医薬品以外の一般用医薬品の販売はしない								
類医薬品・第2類医薬品・第3類医薬品)を 販売しない開店時間							☑ 開店時間中は常に第1類医薬品以外の一般用医薬品を販売する								
7	有であ	れば	医薬品陳列場所の閉	月鎖設備が必	要です→	□ 第1類医薬品以外の一般用医薬品を販売しない開店時間が有る									
						☑ 特定販売はしない									
特定	販売	きのみ	*を行う営業時	間		□ 特定販売は開店時間中に行う									
	有	「であえ	れば監視を行うため	りの設備が必	要です→		□ 開店時間外に特定販売のみを行う営業時間が有る								
					営	業日		営業(開店)時間 (例) 8:00~21:00		週当たりの時間数		持間数			
	実店舗による販売	1) 薬局の営業日と開店時間		月~金			9:00~12:00 13:00~18:00 9:00~12:00	,	4:	3 時間	分			
		2	用医薬品(指定 薬品・第2類医	1類医薬品以外の一般 医薬品(指定第2類医 品・第2類医薬品・第 頃医薬品)を販売する 業日と開店時間						43	時間	分			
通常の営業		3			同上					4:	3 時間	分			
業日及び営業時間	特定販売	4	特定販売を行う 営業時間	営業日と							時間	分			
時間		5	開店時間外に特 <u>み</u> を行う営業日 間								時間	分			
		6	上記⑤のうち第 品を販売する営 業時間								時間	分			
		*	施設の営業日とな 大型ショッピングの施設内に薬局を認 のみ記入	センター等							時間	分			

体制省令に基づく措置等について			
営業時間又は営業時間外で相談を受ける時間内における相談があった場合 の情報提供及び指導を行うための体制の有無	旬	•	無
調剤の業務に係る医療の安全を確保するための指針の策定の有無	衝	•	無
調剤された薬剤に関する情報提供及び指導その他の調剤の業務に係る適正 な管理を確保するための指針の策定の有無	衝	•	無
調剤された薬剤以外の情報提供及び指導その他の医薬品の販売又は授与の 業務に係る適正な管理を確保するための指針の策定の有無	旬	•	無
従事者に対する研修の実施体制の有無(特定販売を行う薬局にあっては、 特定販売に関する研修を含む。)	衝	•	無
医薬品の使用に係る安全な管理のための責任者の設置の有無	衝	•	無
従事者から薬局開設者への事故報告の体制の整備の有無	旬	•	無
医薬品の使用に係る安全な管理並びに調剤された薬剤及び医薬品の情報提供のための業務に関する手順書の作成の有無	匍	•	無
医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤等の情報提供及び指導のための情報の収集その他医療の安全及び適正な管理等の確保を目的とした改善のための方策の有無	旬	•	無